

情個審 第 21 号  
平成28年9月26日

茨城県教育委員会  
教育長 小野寺 俊 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 大和田 一雄

保有個人情報部分開示決定等に対する異議申立てについて（答申）

平成27年2月27日付け高教諮問第6号及び同第7号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私が教頭を暴行したとする報告書」部分開示決定等に係る異議申立事案  
(個人情報諮問第86号)

「私が関係者に対して危害を加えた記録等」不開示決定（不存在）に係る異議申立事案  
(個人情報諮問第87号)

(個人情報答申第82号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が平成26年12月19日付け特定の記号指令第5号で行った部分開示決定は、妥当であるが、同日付け高教指令第6号で行った不開示決定は、これを取り消し、改めて異議申立人に関する教頭作成の記録のうち5頁目に記載された保有個人情報を特定し、「4 今後の対応」の部分を除き開示すべきであり、同日付け特定の記号指令第6号及び高教指令第7号で行った不開示決定は、これらを取り消し、改めて異議申立人に関する教頭作成の記録に記載された保有個人情報を特定し、「4 今後の対応」の部分を除き開示し、調査の上、更に該当するものがあれば、これを特定し、開示決定等をすべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報の開示請求

平成26年12月2日、異議申立人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件請求保有個人情報1」及び「本件請求保有個人情報2」という。）の開示請求を行った。

#### 本件請求保有個人情報1

特定の県立等学校の教頭に対して私が暴行したとする報告書。

教頭の在職期間に複数の虚偽報告を行っていることを教頭本人が発言していた。（校内LAN「教頭からのお知らせ」などでも公表）

特定の日に、私は教頭から一方的に暴力を受けたが、その件については、特定の事件として、教頭が被害者であるとする事実とは逆の内容を県に報告したと教頭本人が発表していた。

#### 本件請求保有個人情報2

特定の県立高等学校の在職期間における私の様々な犯罪履歴及び教職員・生徒・保護者等に対して危害を加えた記録とその証拠。（校内保管・教育庁保管の全て）

授業が全く成り立たない、どの科目も全く教えられない等の記録。（私が担当すると学年平均より平均点が30点以上低い、多くの生徒が赤点で評定「1」になる、指導方法に苦情を言う生徒や保護者に対し暴言や暴力行為を度々行ったなど事実無根の内容を管理職や主任が繰り返し吹聴しているので、その根拠の開示を求める。）

記録（校内保管）を平成25年3月に特定の警察署刑事課職員にも見せている。教育庁には、県立高等学校における事故報告書や指導力不足教員に係る認定申請などの形でも報告を行っていると思われる。

## 2 実施機関の決定及び通知

平成26年12月19日、実施機関は、本件請求保有個人情報1について、特定の県立高等学校では、異議申立人に関する教頭作成の記録（全6頁。以下「本件報告書」という。）のうち5頁目に記載された保有個人情報特定した上で、「4 今後の対応」の部分は人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため条例第14条第7号に該当するとして不開示とする部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、及び高校教育課では、請求に係る保有個人情報が不存在であるとして不開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、異議申立人に通知した。

また、同日、実施機関は、本件請求保有個人情報2について、特定の県立高等学校及び高校教育課では、請求に係る保有個人情報が不存在であるとして不開示決定（以下、順に「本件処分3」及び「本件処分4」といい、本件処分1から本件処分4までを併せて「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

平成27年2月16日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書等において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分1及び本件処分2について

ア 平成27年2月16日付け異議申立書

(ア) 本件報告書のうち5頁目の一部のみが開示されたが、この報告書は少なくとも6頁以上にわたる記録が存在するはずである。

(イ) 今回開示された一部分を見ても、事実とは正反対の内容が記載されている。

(ウ) 公正な人事管理を望むならば、管理職が意図的に事実確認を怠り、虚偽報告を行うことを許す体制を正すべきで、虚偽報告をされた異議申立人に唯一残された事実確認の手掛りである開示請求に対し、真摯に対応することを求める。

(エ) 平成23年当時、教頭は、「あんたが私を殴った。県にも報告したからな。」、「警察にも言おうかなあ。」などの発言を職員室等で繰り返した。

(オ) 校内LAN内の「教頭からのお知らせ」の中に特定の事件のことが発表されていた。

イ 平成27年6月14日付け異議申立人意見書

(ア) 教頭が命名した特定の事件については、記録検索の手掛りになると思い詳しく記入したものであり、そのことに限定するよう求めたものではない。

(イ) 教頭が、警察に通報した事実はないというのであれば、次の虚偽の内容を電話で特定の警察署生活安全課長に報告している現実についてはどう説明するのか。次の内容を含む一連の音声データを高校教育課の2名の管理主事が確認している。  
「あ、もしもしあの一（以下略）」

(ウ) 特定の警察署の刑事2人が、異議申立人について事情聴取に来たという話を同僚から聞いている。

(2) 本件処分3及び本件処分4について

ア 平成27年2月16日付け異議申立書

(ア) 特定の県立高等学校の管理職から、物がなくなったら全て異議申立人が犯人である、保護者や生徒から異議申立人を辞めさせるよう毎日苦情が殺到している旨のひぼう中傷を校内で繰り返し受けた結果、事実無根の内容が保護者や生徒にまで周知徹底される結果にな

った。

(イ) ひぼう中傷する発言の根拠を開示せず、不存在で済ませられることではない。改めて根拠と全記録の開示を求める。

(ウ) 高校教育課の不自然な対応は、特定の県立高等学校からの事実無根の虚偽報告がなければ説明がつかない。

イ 平成27年6月14日付け異議申立人意見書

(ア) これまで、特定の県立高等学校の教職員は、異議申立人に対し様々なひぼう中傷を行ってきて、その行為が正当であると主張してきた以上、その根拠を示すことはできるはずである。

(イ) 指導が不適切な教員であるため、異議申立人は分限処分されているということか。

(ウ) 指導が不適切な教員であると判断されたにせよ、指導が不適切である内容や指導が不適切であることを示す資料があつてしかるべきだ。

ウ 平成28年3月3日付け異議申立人補足意見書

(ア) 本件報告書の1頁目から4頁目まで及び5頁目の続きが存在しているのは紛れもない事実である。故に諮問庁補足意見書（平成28年2月17日付け高教第2192号）で「幅広く探索を行ったが、内部文書等の発見には至らなかった」という回答は、妥当性を欠くものである。

(イ) 異議申立人に対する分限処分及び教員免許の更新を認めないなどの処分の根拠である、異議申立人は教員としての能力に欠けるということを証明する記録がないというのは、不合理である。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書等において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分1及び本件処分2について

諮問庁意見書（平成27年4月10日付け高教第191号）

- (1) 開示請求書に、異議申立人が教頭に対して暴行したとする報告書であること、特定の日に起きた特定の事件の記載があることから本件報告書を特定した。
- (2) 本件報告書は、教頭と異議申立人とのやり取りなどを記録したものであり、全6頁である。
- (3) 教頭は、異議申立人の学校における言動等に問題を感じ、問題が大きくなって、高校教育課から異議申立人の言動の詳細な記録を求められた場合に備え、異議申立人の言動の一部を記録していた。
- (4) 教職員の言動等に問題があると管理職が判断した場合においても、県に報告書を提出しなければならない旨の規定は特にないため、本件報告書は、学校が任意で作成したものである。
- (5) 本件報告書の1頁目から5頁目上部までには、野球応援の引率に係る教頭と異議申立人とのやり取りや野球応援当日の状況等が、5頁目中部には、特定の事件が、5頁目下部から6頁目までには、「4 今後の対応」として、異議申立人に対する今後の対応についての教頭の意見が記載されている。
- (6) 異議申立人が請求した内容に合致するのは5頁目のみであるため、今回は、5頁目のみを部分開示した。
- (7) 6頁目については、5頁目下部から引き続く内容であり、開示の対象となるとしても、5頁目下部と同様に不開示となる情報である。
- (8) 「4 今後の対応」の部分には、異議申立人に対する今後の対応等に関する教頭の主観的な意見が記載されている。
- (9) 異議申立人は、管理職に対して強い不信感を抱いており、特定の県立高等学校と異議申立人との間で事実関係の把握の相違等による様々なトラブルが生じている。このため、「4 今後の対応」の部分を開示すれば、異議申立人との間で再度事実関係の把握において意見の対立が生じ、異議申立人の不信感はさらに増し、新たなトラブルの引き金となることが予見され、条例第14条第7号エに規定する「人事管理

に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当するものである。

(10) 今回のような職員間のトラブルについて、校長が高校教育課に報告する義務はなく、実際に、高校教育課に報告は行われておらず、警察に通報した事実もない。

(11) 校内LANで閲覧できる「教頭からのお知らせ」には、全職員に対し周知すべき文書等を保存しているが、異議申立人個人に関する情報を掲載することはなく、掲載した事実もない。

(12) 以上により、本件処分1及び本件処分2は妥当なものとする。

## 2 本件処分3及び本件処分4について

### (1) 諮問庁意見書（平成27年4月10日付け高教第192号）

ア 職員が在職中に罪を犯した場合、校長は、茨城県県立高等学校管理規則（昭和35年茨城県教育委員会規則第6号。以下「管理規則」という。）第44条の規定により、教育長に報告をすることとされている。

イ これにより報告を要する主な事故は、茨城県県立学校管理規則の運用について（昭和53年2月27日付け教二第70号）第44条関係第2項により、死亡事故・傷害事故、伝染病・集団的疾患等、非行による事故、盗難事故及び交通事故（加害・被害を問わない）である。

ウ 特定の県立高等学校及び教育委員会における事故報告書を確認したが、異議申立人に係るこれらの事実の記載がある文書は存在しなかった。

エ 教頭が異議申立人に係る記録等を特定の警察署生活安全課長に報告した事実はないとのことである。

オ 指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則（平成21年茨城県教育委員会規則第4号。以下「不適切教員認定規則」という。）によると、指導が不適切である教員があった場合は、校長が教育委員会に申請を行う。

異議申立人がいう「指導力不足教員に係る認定申請」とは、このことを指すものと考えられるが、異議申立人に関して申請が提出された事実はなく、これ以外に指導力が不足していること等に関して県に報告等を行う規定はない。

(2) 諮問庁補足意見書（平成28年2月17日付け高教第2192号）

ア 開示請求書中に事故報告書などの形でも報告を行っていると思われるとの記載があるため、事故報告書の探索を行った。

イ 特定の県立高等学校の管理職等が異議申立人をひぼう中傷する発言の根拠の開示を求めるといふ開示請求の趣旨を踏まえ、特定の県立高等学校及び高校教育課において、改めて幅広く探索を行ったが、内部文書等の発見には至らなかった。

(3) 諮問庁補足意見書（平成28年3月23日付け高教第2393号）

ア 本件報告書を確認したところ、開示請求の内容に当たるような記載も見られ不開示情報にも該当しないことから、本件報告書の残りの部分を改めて特定した上で、「4 今後の対応」以外の部分を開示したい。

イ 分限処分の手続において異議申立人が教員としての能力に欠ける旨を記載した記録は、存在しない。

ウ 教員免許に関しては、異議申立人に対して、既に更新講習終了確認証明書を発行し、教員免許の更新が終了していることからして、異議申立人に対して教員の免許の更新を認めないといった処分を行っていないことは明らかであるし、そもそもそのような処分は、存在しない。

したがって、教員免許の更新手続において、異議申立人が教員の能力に欠けるといったことを記載した記録は、存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 審査の併合について

個人情報諮問第86号及び同第87号については、同一の異議申立人から異議申立てされたものであり、相互に関連している事案であるため、これらを併合して審査することとした。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 本件処分1及び本件処分2について

本件請求保有個人情報1について、特定の県立高等学校では、本件報告書のうち5頁目に記載された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定した上で、「4 今後の対応」の部分は人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため条例第14条第7号に該当するとして本件処分1を、高校教育課では、請求に係る保有個人情報が不存在であるとして本件処分2を行ったものと認められる。

これに対して、異議申立人は、本件報告書の5頁目以外の部分が存在しており、特定の事件に限定して開示を求めたものではない旨主張していることから、以下、本件処分1及び本件処分2の妥当性について検討する。

#### ア 開示請求に係る保有個人情報の特定について

当審査会において本件報告書を見分したところ、本件報告書の5頁目以外の部分には、異議申立人が教頭を暴行したとするような記載は認められなかった。

しかしながら、当審査会の事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件報告書は、高校教育課においても保有しているとのことであった。

よって、特定の県立高等学校において本件保有個人情報を特定したことは、妥当であるが、高校教育課においても本件請求保有個人情報1の対象として本件保有個人情報を特定すべきである。

#### イ 条例第14条第7号エ該当性について

当審査会において本件報告書の「4 今後の対応」の部分（6頁目を含む。）を見分したところ、そこには、異議申立人の言動に関する教頭の主観的な意見が記載されていると認められる。

このような意見の内容を開示すると、県立学校の管理職が教職員から批判や追求を受けることを懸念して、今後、同種の事案につき率直な意見を記載することを差し控えるなどし、教育委員会が管理職の率直な意見を聞くことができなくなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第7号エに該当すると認められる。

#### ウ 小括

以上により、本件保有個人情報を特定し、「4 今後の対応」の部分を開示しないとした本件処分1は、妥当であるが、請求に係る保有個人情報が不存在であるとして不開示とした本件処分2は、これを取り消し、本件請求保有個人情報1の対象として本件保有個人情報を特定し、「4 今後の対応」の部分を除き開示すべきであると判断する。

#### (2) 本件処分3及び本件処分4について

本件請求保有個人情報2について、特定の県立高等学校及び高校教育課では、管理規則第44条の規定に基づく事故の報告及び不適切教員認定規則第3条第1項の規定に基づく認定の申請を探索したところ、請求に係る保有個人情報が不存在であるとして本件処分3及び本件処分4を行ったものと認められる。

これに対して、異議申立人は、特定の県立高等学校の管理職から様々なひぼう中傷を受けたため、その根拠を示すことはできずであると主張していることから、以下、本件処分3及び本件処分4の妥当性について検討する。

#### ア 開示請求に係る保有個人情報の探索の範囲について

実施機関では、開示請求書に「教育庁には、県立高等学校における事故報告書や指導力不足教員に係る認定申請などの形でも報告を行っていると思われる。」(以下「本件記載」という。)と記載されていることから、管理規則第44条の規定に基づく事故の報告及び不適切教員認定規則第3条第1項の規定に基づく認定の申請を探索したと認められる。

そこで、当審査会において、開示請求書を見分したところ、「開示請求に係る保有個人情報」欄の文面全体からすると、本件記載は、開示請求に係る保有個人情報を特定するための単なる例示と解され、実施機関が管理規則第44条の規定に基づく事故の報告及び不適切教員認定規則第3条第1項の規定に基づく認定の申請のみを探索したことは、合理的なものとは認められない。

#### イ 開示請求に係る保有個人情報の保有の有無について

実施機関は、諮問庁補足意見書(平成28年3月23日付け高教第2393号)において、本件報告書に本件請求保有個人情報2に当たるような記載が見られるため、「4 今後の対応」を除いた部分を改めて特定した上で開示したい旨主張している。

そこで、当審査会において本件報告書を見分したところ、全体として、本件請求保有個人情報2に関連した情報の記載があると認められる。

また、上記（1）アのとおり、特定の県立高等学校及び高校教育課において、本件報告書を保有しているとのことである。

よって、特定の県立高等学校及び高校教育課において、本件請求保有個人情報2の対象として、本件報告書に記載された保有個人情報を保有していると認められる。

#### ウ 小括

以上により、請求に係る保有個人情報が不存在であるとして不開示とした本件処分3及び本件処分4については、特定の県立高等学校及び高校教育課において本件報告書に記載された保有個人情報を保有していると認められるので、これを特定し、上記（1）イで判断したとおり、「4 今後の対応」の部分を除き開示すべきであり、また、調査の上、更に本件請求保有個人情報2に該当するものがあれば、これを特定し、開示決定等をすべきであると判断する。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成27年	3月	2日	諮問受理
平成27年	4月	20日	諮問庁意見書受理
平成27年	6月	16日	異議申立人意見書受理
平成28年	2月	4日	審査（平成27年度第7回審査会第一部会）
平成28年	2月	17日	諮問庁補足意見書受理
平成28年	3月	7日	異議申立人補足意見書受理
平成28年	3月	9日	個人情報諮問第86号及び同第87号の併合
平成28年	3月	23日	諮問庁補足意見書受理
平成28年	5月	16日	審査（平成28年度第1回審査会第一部会）
平成28年	6月	24日	審査（平成28年度第2回審査会第一部会）
平成28年	7月	25日	審査（平成28年度第3回審査会第一部会）
平成28年	9月	2日	審査（平成28年度第4回審査会第一部会）